令和9年度 燕市児童クラブ 入会のご案内

― 受付期間 ： 11 月4日（水）～12 月4日（金） ―

受付期間内に通年利用の手続き、夏休み等の短期利用の手続きをお願いします

※継続利用の場合も上記期間内の申請が必要です。

児童クラブについて

１ 児童クラブとは

児童クラブは、就労などで保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を目的として、市内 13 小学校区に設置しています。

２ 開所時間

曜日等	通常開設時間	早朝・延長保育時間 （事前登録制）
授業のある日 （月曜日～金曜日）	下校時～18 時 30 分	18 時 30 分～19 時
授業のない日 （土曜日・夏休み等）	８時～18 時 30 分	７時 30 分～８時 18 時 30 分～19 時

※日曜、祝日、振替休日、お盆及び年末年始（12 月 29 日～１月３日）は開設しません。

※児童クラブからの帰宅時の迎えと土曜日及び夏休み等の送迎は、原則として保護者にお願いします。

入会について

３ 入会期間

令和９年４月１日～翌年３月 31 日

※令和９年度の開始期日は、４月１日（木）の予定です。

※継続して入会する場合も、年度ごとに申請が必要です。

４ 入会の要件

（１）市内に住所を有し、小学校に在学している小学１～６年生

（２）保護者及び同居者が、就労・疾病・障がい・介護等の理由で、昼間、保護者等がいない家庭の小学１～６年生、又は、家に居ても児童の世話ができない家庭の小学校１～６年生

※入会希望者が受入可能人員を大幅に上回る場合には、保護者の就労状況や家庭の状況、及び児童の学年などを考慮のうえ、入会者を選考することとなります。申請すれば必ず入会できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※選考により入会できなかった児童については、入会予約名簿に登録することができます。

※児童クラブの管理運営上支障があると認められる場合には、入会の承認を取り消し又は一時停止することがあります。あらかじめご了承ください。

５ 入会承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、入会の承認を取り消し又は一時停止することがあります。

（１）入会要件を満たさなくなったとき
（２）正当な理由がなく利用料を滞納したとき
（３）児童クラブの管理運営上支障があるとき
（４）児童や職員への加害行為が繰り返されたとき

入会申請について

６ 受付期間・申請方法

（１）入会申請受付期間

令和８年 11 月４日(水)～12 月４日(金)まで
平日　：15 時 00 分～18 時 30 分
土曜日：８時 30 分～18 時 30 分

※土曜日に利用希望者がいない場合は、児童クラブを閉所する場合があります。児童クラブへ出向く前に電話で確認をお願いします。

（２）入会申請方法

下記「７提出書類」を入会申請受付期間内に入会を希望する児童クラブに提出してください。（申請用紙は、11 月４日以降に各児童クラブに用意するほか、市ホームページでダウンロードできます。）

※申請の際は、入会児童といっしょにおいでください。簡単な面談を行います。

※上記の受付期間以降または年度途中の申請の場合は、希望する日に入会できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

７ 提出書類

（１）児童クラブ入会許可申請書

（２）下表の該当する書類

区分	必要な書類
就労	**就労証明書**　※農業の方は**申出書**
介護	**申出書** 及び療養者等の介護証明書、被介護者の診断書、介護保険証または障害者手帳の写し等
疾病	**申出書** 及び保育ができない旨の診断書の写し等
障がい	**申出書** 及び障害者手帳の写し等
妊娠出産	**申出書** 及び母子手帳の写し等（個人と出産予定日を確認できるもの）

※保護者のほか、75 歳未満の同居者全員の証明が必要です。

（３）燕市市税等口座振替依頼書　※市ホームページからダウンロードできません。

※入会中の兄弟姉妹がいる場合は提出不要です。
※口座振替ができる金融機関は、市内に支店のある金融機関（市内にある金融機関で市外の支店は可）のみになります。
※口座振替依頼書上部の「①依頼者（納付者）住所氏名」欄には入会許可申請書の保護者名に記入した名前と同じ名前を記入してください。

（４）児童クラブ利用料減免申請書（減免制度の利用を希望する場合のみ）

※生活保護世帯の方は、「被保護者証明書」を添付してください。

※令和８年１月２日以降に燕市外から転入した方、または今後転入予定の方については、前住所地の市区町村が発行した「令和８年度市町村民税所得(課税)証明書(令和７年分) 所得)」も提出してください。(写し可)

（５）児童クラブ早朝・延長利用申請書（延長保育の利用を希望する場合のみ）

８ 入会の決定について

申請書類の審査等を行った後、入会の可否を２月下旬頃(予定)に連絡します。

※入会希望者が受入可能人数を大きく超えた場合は、「児童クラブ入会選考基準」により審査を行います。

※提出いただいた個人情報を含む書類は厳重に管理し、入会されなかった場合は、市が責任をもって廃棄します。

児童クラブ
入会選考基準

入会してから

９ 変更があったときは

入会決定後、申請事項（連絡先、家族構成、就労内容など）に変更が生じた場合は、児童クラブに申し出て、必要書類を提出してください。

休会する場合は、休会する月の 30 日前までに、児童クラブに申し出てください。

10 退会するときは

退会する場合は、退会する月の 30 日前までに、児童クラブに申し出てください。

※再入会を希望する場合は、再入会を希望する月の 30 日前までに、児童クラブに申し出てください。

保護者負担について

11 利用料など

利用料の支払いは、口座振替をお願いしています。早朝・延長利用料等については、納付書等で納入していただきます。(※下記の料金は令和８年度の単価です。)

（１）利用料

児童１人あたり、月額 6,000 円

※月途中で退会した場合でも、利用料は１か月分をお支払いいただきます。

（２）早朝・延長利用料 ≪事前登録制≫

①早朝時間（土曜日や夏休み等の７時 30 分～８時)

児童１人あたり、１日１回 100 円

②延長時間（平日、土曜日及び夏休み等の 18 時 30 分～19 時)

児童１人あたり、１日１回 100 円

（３）スポーツ安全保険料（公益財団法人スポーツ安全協会・区分【 A1 】)

児童１人あたり、年額 800 円

（４）その他

イベント活動などの参加費として、実費を負担していただくことがあります。

12 利用料の減額・免除

次に該当する方は利用料が減免されます。該当すると思われる方は「児童クラブ利用料減免申請書」を提出してください。(※下記の料金は令和８年度の単価です。)

項目	内　　容	減免金額	減免後の月額利用料
1	児童の属する世帯が生活保護法による被保護世帯である場合	6,000 円	0 円
2	同一世帯で２人の児童が同時に入会する場合	3,000 円	3,000 円
3	同一世帯で３人以上の児童が同時に入会する場合	5,400 円	600 円
4	市民税均等割が非課税の世帯	4,000 円	2,000 円
5	市民税所得割が非課税の世帯	3,000 円	3,000 円
6	市民税均等割が非課税の世帯で同一世帯に２人の児童が同時に入会する場合	5,000 円	1,000 円
7	市民税所得割が非課税の世帯で同一世帯に２人の児童が同時に入会する場合	4,500 円	1,500 円

※４月～６月までは前年度分、７月～翌年３月までは当年度分の課税状況（世帯全員分）を用い、減免額を確定します。

13 おやつの提供について≪事前登録制≫

おやつの提供が必要な方は個別対応（各家庭から 1 週間分のおやつを持参していただき、原則 18 時におやつを提供します。）を行っています。
希望する場合は児童クラブにお申し出ください。

詳細 pdf

14 休校時等における利用について≪事前登録制≫

自然災害等により学校が休校になった場合、事前に登録した児童クラブを利用することができます。利用できる児童クラブは以下の４施設です。

1	つばめみなみ児童クラブ（燕南小学校内）
2	燕北児童クラブ（燕北小学校内）
3	児童クラブフレンド（吉田小学校内）
4	わか竹児童クラブ（分水小学校敷地内）

※利用には事前申請が必要です。
申請方法は児童クラブ入会決定通知時にお知らせします。

※事前申請後、休校当日に児童クラブを利用したい場合は、前日の 18 時までに入会する児童クラブへ連絡してください。ただし、休校のお知らせが 18 時以降または休校当日にあった場合は、事前連絡は不要です。

※夏休み等のスポット入会の方は、利用できません。

15 長期休業期間中の昼食お弁当配食サービスについて

長期休業期間中のお弁当配食サービスを行っています。LINE アプリから直接注文・決済いただけます。詳細については長期休業開始前にお知らせします。

市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ

夏休み等のスポット入会希望について

16 受付・申請期間

児童クラブの入会は原則として通年入会となりますが、春休み・夏休み・冬休みの長期休業期間のみのスポット入会登録の受付も行います。

※長期休業期間中は学区外の児童クラブや公共施設等でお預かりする場合があります。

登録を希望する場合は、通年登録と同じ令和８年 11 月４日(水)～12 月４日(金)の期間に、希望する児童クラブに申請してください。申請方法は、本要項２・３ページの「入会申請について」と同様です。

※期間中に申し込みいただけない場合、希望する日に入会できないことがあります。
また、児童クラブの受入状況によっては、別の児童クラブへの利用をご相談することがあります。

17 利用料など

利用料の支払いは、口座振替をお願いしています。早朝・延長利用料等については、納付書等で納入していただきます。(※下記の料金は令和８年度の単価です。)

（１）利用料

春休み・夏休み・冬休みの長期休業期間のみのスポット利用については、休みの期間に応じて利用料を設定します。**※減免の適用はありません。**

【参考：スポット利用の保護者負担（令和８年度の実績・予定)】

区　分	利用料
春休み（令和８年４月）　実績	1,200 円
夏休み（令和８年７月）　実績	2,400 円
夏休み（令和８年８月）　実績	4,500 円
冬休み（令和８年 12 月）　予定	1,200 円
冬休み（令和９年１月）　予定	1,200 円
春休み（令和９年３月）　予定	1,800 円

※学校によって休業期間が異なるため、各児童クラブによって利用料が異なります。
上記、参考利用料は区分内で一番高い児童クラブの金額を記載しています。

（２）早朝・延長利用料　≪事前登録制≫

①早朝時間（土曜日や夏休み等の７時 30 分～８時)
児童１人あたり、１日１回 100 円

②延長時間（平日、土曜日及び夏休み等の 18 時 30 分～19 時)
児童１人あたり、１日１回 100 円

（３）スポーツ安全保険料（公益財団法人スポーツ安全協会・区分【 A1 】)

児童１人あたり、年額 800 円

（４）その他

イベント活動などの参加費として、実費を負担していただくことがあります。

よくあるＱ＆Ａ

Q1. 【４ 入会の要件 (1)】に「市内に住所を有し」とありますが、募集期間後に市内に転入します。申請できますか？

A1. 新一年生の場合は、市内小学校の就学時健診を受けていれば、申請可能です。希望する児童クラブへ提出時にお伝えください。上記以外の場合も申請書を提出可能ですが、入会決定は転入後となります。いずれの場合も、受入可能人員超過の場合は、希望する児童クラブへ入会できないこともあります。ご了承ください。

Q2. 【４ 入会の要件 (2)】に「昼間保護者がいない」と挙げられていますが、現在求職中です。申請できますか？

A2. 申請可能です。ただし、申請後、入会決定通知書の利用開始日から 30 日間「求職中」として取扱います。これを超過した場合は、入会保留となりますので、ご了承ください。

Q3. 産前産後休業中または育児休業中に児童クラブを利用することはできますか？

A3. 就労の有無にかかわらず、産前６週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の月の初日から産後８週後の月末まで児童クラブを利用することが可能です。また、その後の育児休業期間についても、就労時と同様に児童クラブをご利用いただけます。ただし、出産にともない離職された場合など就労がない場合は、特別な理由（疾病等）がない限り、休会をお願いします。

Q4. 同年度途中で通年利用からスポット利用に変更することはできますか？

A4. 変更できます。ただし、退所等と同様に変更希望月の 30 日前までに、ご利用の児童クラブへお申し出ください。スポット利用から通年利用に変更する際も同様です。なお、通年利用に変更する際は、受入可能人員の都合上等でお断りする場合もございます。ご了承ください。

Q5. 年度が始まってからの途中入会はできますか？

A5. 入会の要件を満たしていれば、申請は可能です。ただし、受入可能人数の都合でお断り（入会を保留）する場合もあります。ご了承ください。

Q6. 申請書の提出など、市役所で手続きを行うのですか？

A6. 【入会申請について】記載のとおり、入会を希望する児童クラブで入会申請受付期間内に申請等の手続きを行ってください。

Q7. スポット入会についても、入会申請受付期間に申請が必要ですか？

A7. 申請が必要です。

Q8. 複数の児童クラブに同時に申請することはできますか？

A8. 申請は１クラブのみとなります。

Q9. ホームページの入会申請提出書類には「燕市市税等口座振替依頼書」がないため、ダウンロードできません。この依頼書はどちらで入手できますか？

A9. 入会を希望される児童クラブで用意しています。申請書類の提出時に、依頼書を記入することもできます。口座の届出印と口座振替を希望する通帳等を持参ください。

児童クラブ一覧

【公立】

児童クラブ名	対象の小学校	所在地・電話番号等	受入可能人員
東児童クラブ	燕東小学校	燕 611（東児童センター内） ℡ 0256-64-5373	95 人程度
西小児童クラブ （第１、第２または第３）	燕西小学校	東太田 3056（燕西小学校隣） ℡ 0256-63-5678	210 人程度
西燕児童クラブ	燕西小学校	花見 633-2（西燕児童館内） ℡ 0256-61-5000	45 人程度
つばめみなみ児童クラブ	燕南小学校	殿島 1-4-21（燕南小学校内） ℡ 0256-63-8822	70 人程度
燕北児童クラブ	燕北小学校	東太田 1680（燕北小学校内） ℡ 0256-61-6117	40 人程度
杉名児童クラブ （第１または第２）	小池小学校	杉名 65-2（杉名児童館内） ℡ 0256-64-2746	110 人程度
おおせき友遊くらぶ （第１または第２）	大関小学校	大曲 605（大関小学校地内） TEL 0256-61-5623	70 人程度
小中川児童クラブ （第１、第２または第３）	小中川小学校	花園町 32-1（小中川小学校地内） TEL 0256-46-0705	120 人程度
児童クラブスマイル	粟生津小学校	粟生津 657（粟生津小学校内） ℡ 0256-93-1500	50 人程度
児童クラブフレンド （第１、第２または第３）	吉田小学校	吉田弥生町 1-1（吉田小学校内） ℡ 0256-93-3212	130 人程度
児童クラブメート （第１、第２または第３）	吉田南小学校	吉田 6141-2（みなみ親水公園隣） ℡ 0256-77-5438	120 人程度
ｂ＆ｇ燕吉田南メート	吉田南小学校	吉田 6123-1（みなみ親水公園内） ℡ 0256-77-8860	25 人程度
児童クラブレインボー	吉田北小学校	佐渡山 4130-1 （吉田北体育文化センター内） ℡ 0256-93-0070	65 人程度
ぶんすい北っ子児童クラブ	分水北小学校	中島 1229-1（分水北小学校内） ℡ 0256-97-7218	35 人程度
わか竹児童クラブ （第１、第２または第３）	分水小学校	分水学校町 1-7-1（分水小学校地内） ℡ 0256-98-6760	140 人程度

※受入可能人員は、施設面積や職員配置人数等に基づく参考値です。

※第１・第２・第３のある児童クラブは、学年単位で割り当てます。

※燕西小学校の児童は、「西小児童クラブ」「西燕児童クラブ」「ハッピー燕児童クラブ（私立）」のいずれかへの入会となります。

※吉田南小学校の児童は、「児童クラブメート」「ｂ＆ｇ燕吉田南メート」「児童クラブきらら（私立）」「ひまわりこどもクラブ（私立）」のいずれかへの入会となります。

【私立】※入会受付期間や入会方法などの詳細は施設に直接お問い合わせください。

児童クラブ名	対象の小学校	所在地・電話番号等	受入可能人員
ハッピー燕児童クラブ	燕西小学校	小関 1413-1 TEL 0256-47-1509	20 人程度
児童クラブきらら （１組または２組）	吉田南小学校	吉田東栄町 34-10 TEL 0256-78-7804	40 人程度
ひまわりこどもクラブ	吉田南小学校	吉田大保町 25-15 TEL 0256-92-0751	20 人程度